

4月から役場は 毎週土曜日が休みになります

国や県にならって、町役場も4月から毎週土曜日を休みとさせていただきますことになりました。

町民のみなさんに、ご不便をおかけすることのないよう、より一層の住民サービスに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 土曜日も業務を行う施設
- 保育所
- 町文化会館
- 町海洋センター
- 交付場所
- 町役場
- 交付時間／午前8時30分～午後5時
- 交付方法
- 交付日／土曜日・日曜日（12月28日～1月3日は除く）
- 受付時間／午前8時30分～午後5時
- 受付日／月曜日～金曜日（休日は除く）

電話予約で休日に住民票を受け取れます。町では、平日役場に来られない方のため、次の方法により電話予約による休日の住民

票交付を行いますのでご利用ください。

● 予約できる方

○ 本人又は同一世帯員

● 予約方法

○ 受付日／月曜日～金曜日（休日は除く）

○ 受付時間／午前8時30分～午後5時

○ 交付方法

○ 交付日／土曜日・日曜日（12月28日～1月3日は除く）

○ 受付時間／午前8時30分～午後5時

○ 交付場所

○ 町役場

○ 交付時間／午前8時30分～午後5時

○ 交付方法

○ 交付日／土曜日・日曜日（12月28日～1月3日は除く）

○ 受付時間／午前8時30分～午後5時

○ 交付場所

○ 町役場

○ 交付時間／午前8時30分～午後5時

○ 交付方法

○ 交付日／土曜日・日曜日（12月28日～1月3日は除く）

○ 受付時間／午前8時30分～午後5時

○ 交付場所

○ 町役場

○ 交付時間／午前8時30分～午後5時

○ 交付方法

○ 交付日／土曜日・日曜日（12月28日～1月3日は除く）

○ 受付時間／午前8時30分～午後5時

○ 交付場所

○ 町役場

○ 交付時間／午前8時30分～午後5時

○ 交付方法

○ 交付日／土曜日・日曜日（12月28日～1月3日は除く）

○ 受付時間／午前8時30分～午後5時

○ 交付場所



軽自動車税の減免手続きは4月23日まで

● 身体に障害のある方で、次の条件に該当する場合、申請することにより軽自動車税が減免されます。

◇ 身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けている方（表参考）

● 療育手帳の交付を受けている方または、精神障害者の通院医療費の公費負担（保健所除く）

● 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれかと、運転免許証、印鑑、平成5年度軽自動車納税通知書

※ 軽自動車の所有者または、運転者が家族の場合は、使用目的を証する書類（通院、通院医療費の公費負担（保健所除く））

● 身体に障害のある方で、次の条件に該当する場合、申請することにより軽自動車税が減免されます。

◇ 身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けている方（表参考）

● 療育手帳の交付を受けている方または、精神障害者の通院医療費の公費負担（保健所除く）

● 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれかと、運転免許証、印鑑、平成5年度軽自動車納税通知書

※ 軽自動車の所有者または、運転者が家族の場合は、使用目的を証する書類（通院、通院医療費の公費負担（保健所除く））

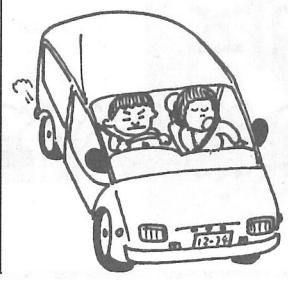
● 身体に障害のある方で、次の条件に該当する場合、申請することにより軽自動車税が減免されます。

◇ 身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けている方（表参考）

● 療育手帳の交付を受けている方または、精神障害者の通院医療費の公費負担（保健所除く）

● 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれかと、運転免許証、印鑑、平成5年度軽自動車納税通知書

※ 軽自動車の所有者または、運転者が家族の場合は、使用目的を証する書類（通院、通院医療費の公費負担（保健所除く））



障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の二級及び三級
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
音声機能障害	一級、二級の二級及び三級の二級
上肢不自由	一級から六級までの各級
下肢不自由	一級から三級までの各級及び五級
体幹不自由	一級から三級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	一級及び二級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
上肢機能	一級から六級までの各級
移動機能	一級及び三級
心臓機能障害	一級及び三級
じん臓機能障害	一級及び三級
呼吸器機能障害	一級及び三級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級
小腸の機能障害	一級及び三級

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第二項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
上肢機能	特別項症から第三項症までの各項症
移動機能	特別項症から第三項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症